

佐賀県危険な薬物から 県民の命とくらしを守る条例

危険ドラッグは、
買わない！
使わない！
かかわらない！

危険ドラッグを始めとした薬物の濫用を防止するため、県独自の規制等を定めた条例を制定しました。
(平成27年2月1日全面施行)

条例に関するお問い合わせ、危険ドラッグに関する情報提供

県庁薬務課

Tel.0952-25-7082(直通)

E-mail:yakumu@pref.saga.lg.jp

県警察本部刑事部組織犯罪対策課

Tel.0952-24-1111(代表)

薬物依存相談窓口

県精神保健福祉センター Tel.0952-73-5060

Webで検索

危険ドラッグ 佐賀県

検索



佐賀県
警察本部

<http://www.police.pref.saga.jp/>



佐賀県

<http://www.pref.saga.lg.jp/>

危険ドラッグとは？

麻薬や覚せい剤などには指定されていませんが、似たような作用がある薬物のことです。

つぎつぎと新しい種類の薬物（化学物質）が危険ドラッグとして使用されています。使ったら、身体にどのような影響を及ぼすのか、専門家でも予想がつかないおそろしいシロモノです。

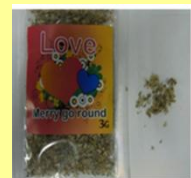
どのような影響があるの？

使用後、嘔吐、意識消失、幻覚、けいれん、精神錯乱など様々な健康被害が報告され、病院に緊急搬送された事例が、全国で発生しています。

中には死亡するケースも出ています。また、使用後に自動車を運転し、交通事故を引き起こすなど、二次的な犯罪も発生していますし、薬物中毒による後遺症や依存症に苦しんでいる人たちも急増しています。



リキッド、
アロマ



ハーブ



パウダー、
バスソルト

(写真は厚生労働省公表資料引用)

【規制の主な内容】

知事指定薬物

違反者には最高懲役2年！

知事指定薬物の指定

乱用などにより人の精神に興奮、幻覚などの作用を及ぼし、健康被害を生じさせるおそれのある危険ドラッグの成分そのものを、知事指定薬物に指定します。

規制の内容

製造、販売、授与、購入、譲り受け、所持、使用などを禁止しています。

知事監視製品

違反者には最高20万円の罰金！

知事監視製品の指定

商品の表示や販売方法などの情報から、危険ドラッグとして吸入などの方法により身体に使用されるおそれがある商品を、成分検査することなく知事監視製品に指定します。

規制の内容

販売業者：販売等を記録する帳簿を作成し、保管する義務があります。

購入者：製品を身体に使用しない旨の誓約書を提出し、内容を遵守しなければなりません。

対象		警告	命令	罰則(命令違反等)	罰則(直罰)
知事指定薬物 禁止行為	製造、栽培 販売、授与、同目的所持	●	●	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	販売・授与目的で広告 購入、譲受、所持、使用	●	●	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
	場所の提供、あっせん(製造、販売、使用等)※国指定薬物も対象	●	●	50万円以下の罰金	20万円以下の罰金
製品 知事監視 義務	仕入先、販売先等の記録、保管	●	●	20万円以下の罰金	
	誓約書の提出、内容遵守	●	—	5万以下の過料	
立入調査、収去の拒否等		—	—	—	20万円以下の罰金